

令和 3 年 第 3 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 3 年 3 月 2 6 日

武蔵村山市教育委員会

令和3年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年3月26日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時40分

2 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野 順 布
杉原 栄 子 比留間 雅 和
潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	神子 武己	学校教育担当部長	高橋 良友
教育総務課長	井上 幸三	教育施設担当課長	櫻井 謙次
学校給食課長	長谷 慶一	防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之
文化振興課長	高橋 一磨	スポーツ振興課長	西原 陽
図書館長	三條 博美	指導主事	加藤 由裕
指導主事	石井 和成		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係	市場 直樹
	吉野恵里加
教育総務課学事係	住谷 和宏

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 請願第 1 号 育鵬社版中学公民教科書『新編 新しいみんなの公民』に掲載されている内容において、教育上極めて深刻な疑義及び危惧される影響のあることが判明したのに伴い、そうした事態への対処を求める請願
- 6 議案第 1 1 号 令和 2 年度教育予算の補正（第 1 1 号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第 1 2 号 武蔵村山市障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認について
- 8 議案第 1 3 号 武蔵村山市立学校 I C T 教育推進計画～G I G A スクール構想版～について
- 9 議案第 1 4 号 令和 3 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について
- 10 議案第 1 5 号 令和 3 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 11 議案第 1 6 号 令和 3 年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 12 議案第 1 7 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 13 議案第 1 8 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 14 その他
- 15 議案第 1 9 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について
- 16 議案第 2 0 号 指導主事の任命について
- 17 議案第 2 1 号 教育センター職員の任命について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

また、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

また、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えますので、事務局職員におきましては、簡潔な説明をお願いします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和3年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、比留間委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○池谷教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことになっております。

よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者について、私から指名させていただきます。

教育長職務代理者に、大野委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規第2条において、教育長職務代理者としての任期は1年と規定されておりますことから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで大野教育長職務代理者から一言御挨拶をお願いいたします。

○大野職務代理者 ただいま池谷教育長から教育長職務代理者に指名をいただきました大野でございます。引き続きということになりますが、年度替わりでもございますので、気持ちを新たにいたしまして一生懸命務めさせていただきたいと存じます。何とぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

◎日程第4 教育長報告

○池谷教育長 日程第4、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、市内小学校における新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、大南学園第七小学校児童に新型コロナウイルス感染症の陽性患者が1名発生したことについて御報告いたします。

発症日は、令和3年2月26日金曜日です。

2月26日にPCR検査を受け、同日陽性が確認されました。

濃厚接触者はありませんでした。児童の登校状況から、臨時休業及び消毒は実施しておりません。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和2年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、令和2年度教員の研究・研修活動について御報告いたします。

本市においては、1校1研究の趣旨から、各学校において国や都の研究指定を受け、児童・生徒の生きる力の育成に資する指導力の向上を図っているところでございますが、加えて、東京都教育委員会の研修制度を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覧にいたしました。

第五中学校、有沼賢二主幹教諭は、リーダーとして部員の授業の指導・助言を行うとともに、2年間の研究をまとめました。2年次の4名の教員は、授業公開を実施し、その成果を広く発信したところでございます。

今年度は、コロナ禍の影響もあり多くの研究・研修活動が中止になっており、東京教師道場2年次のみの実施となっておりますが、多くの教員が各教科等の専門性を高め、日々の教育活動に還元しているところでございます。教育委員会としましても、引き続き指導・助言等をしてまいりたいと考えております。

教育委員の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援いただきたく、お願いをいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

3点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、1点質問させていただきます。

教員の研究・研修活動についてです。東京教師道場などで行われている教員の研修があるわけですが、今現在オンラインで行われているのか、それとも対策を取った上で一堂に会して行われているのか、そのあたりのところを教えてくださいと思います。

○池谷教育長 加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事 お答えいたします。

東京都では、感染症の拡大防止の観点から集会せず、オンラインによる研修の対応となっております。教師道場につきましては、1月以降、参加人数を制限したり講師による指導講評をオンラインで行ったりしております。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。研修は大変大事なもので、オンラインでも深めていただけることを希望したいと思います。よろしくお願いします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第5 請願第1号 育鵬社版中学公民教科書『新編 新しいみんなの公民』
に掲載されている内容において、教育上極めて深刻な疑義及び危惧される影響のあることが判明したのに伴い、
そうした事態への対処を求める請願

○池谷教育長 日程第5、請願第1号 育鵬社版中学公民教科書『新編 新しいみんなの公民』
に掲載されている内容において、教育上極めて深刻な疑義及び危惧される影響のあることが
判明したのに伴い、そうした事態への対処を求める請願を議題といたします。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせます。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、御説明いたします。

本請願は、令和3年3月1日付で収受をいたしました。

詳細は、配布資料のとおりでございますので、概要のみ御説明いたします。

本市で、令和2年度まで使用している中学校社会科公民的分野の教科書について、掲載されている内容において、教育上極めて深刻な疑義及び危惧される影響のあることが判明したのに伴い、中学校第3学年生徒に心のケアを盛り込んだ対処策を実施すること及び平成28年度から令和元年度の間既卒者に対して、広報紙やホームページによる心のケアや状況説明を実施することを求めているものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより請願第1号 育鵬社版中学公民教科書『新編 新しいみんなの公民』に掲載されている内容において、教育上極めて深刻な疑義及び危惧される影響のあることが判明したのに伴い、そうした事態への対処を求める請願を採択いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手はございません。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

◎日程第6 議案第11号 令和2年度教育予算の補正(第11号)の申出に係る
臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第6、議案第11号 令和2年度教育予算の補正(第11号)の申出に係る

臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 11 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 2 年度教育予算について、歳入で国庫補助金、歳出で小学校費及び中学校費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

神子教育部長、お願いします。

○**神子教育部長** それでは、議案第 11 号 令和 2 年度教育予算の補正（第 11 号）の申出に係る臨時代理の承認につきまして御説明をいたします。

本件につきましては、急きょ補正予算を編成する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき臨時代理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、承認をお願いするものでございます。

別紙の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算につきましては、令和 2 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 11 号）に係る教育予算につきまして、新たな新型コロナウイルス感染症対策として、歳入に教育費国庫補助金を、歳出に小学校費及び中学校費を計上したものでございます。

次に、2 ページ、3 ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費でございます。今回補正をいたしました歳出予算の全てを令和 3 年度に繰り越すものでございます。

次に、補正の内容でございます。

次ページ以降の参考資料によりまして御説明をいたします。

参考資料の 1 ページ以降を御覧いただきたいと思います。

なお、今回は、特に歳出におきまして国庫補助金に対する各学校での備品等の購入でございます。ほぼ同内容のため、まとめた御説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 ページの歳入でございますが、国の第三次補正の成立により、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校支援としての国庫補助金を計上してございます。これは、学校の規

模に応じて、補助率2分の1、1校当たり最大80万円の補助金でございます。

次に、歳出でございますが、それぞれの小学校及び中学校において、感染症対策としての運営経費での主な購入予定は、空気清浄機、消毒機器又はサーキュレーターなどを購入予定でございます。また、保健衛生費につきましては、消毒液や非接触型体温計などを購入する予定でございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第11号 令和2年度教育予算の補正（第11号）の申出に係る臨時代理の承認につきましての御説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 令和2年度教育予算の補正（第11号）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第7 議案第12号 武蔵村山市障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認
について

○池谷教育長 日程第7、議案第12号 武蔵村山市障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 12 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市障害者活躍推進計画を定める必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、神子部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

神子教育部長、お願いします。

○神子教育部長 それでは、議案第 12 号 武蔵村山市障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認につきまして御説明を申し上げます。

別紙を御覧いただきたいと存じます。

本武蔵村山市障害者活躍推進計画につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定するものでございます。

背景といたしまして、平成 30 年に多くの国及び地方公共団体の機関におきまして、障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上が明らかになり、これを受け、令和元年に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正をされました。これによりまして、国及び地方公共団体の任命権者が障害者の活躍の場の拡大のための取組を実施する等、自立的な P D C A サイクルを確立できるよう、国の作成指針に即して障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画、すなわち障害者活躍推進計画を作成しなければならないとされたところでございます。

計画期間につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度までとなっております。

なお、本計画につきましては、任命権者ごとに作成する必要がございますが、本市では、職員採用及び人事管理を市長部局の職員課において一括して行っていることから、職員課がその内容を検討してまいりました。その後、2 月 1 日付で各課及び障害を有する職員に意見照会を行った上で、3 月 2 日の庁議にて市としての決定を行ってございます。

それでは、武蔵村山市障害者活躍推進計画の内容につきまして御説明をいたします。

表紙をめくりまして、目次でございます。

1、はじめにから 5、取組の内容及び実施時期まで全 6 ページの構成となっております。

1 ページの 1、はじめにを御覧いただきたいと存じます。

3 つの段落に分かれてございます。第 1 段落は、本市のこれまでの取組、第 2 段落は、先ほど御説明した計画策定の背景、第 3 段落は、各任命権者の連名で計画を策定する趣旨を記

載してございます。

なお、先ほども御説明をいたしました。が、障害者活躍推進計画の策定主体は、国及び地方公共団体の各任命権者とされており、本市では、市長のほか、障害者である職員が配属される可能性のある機関として、市議会議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会となりますので、6者の連名での計画書でございます。

次に、2ページの2、計画期間を御覧いただきたいと存じます。

本計画の計画期間でございますが、国の作成指針では、各機関の実情に応じておおむね2年から5年とすることが望ましいとされており、令和2年度から令和6年度までの5年間としてございます。

次に、3、本市における課題を御覧ください。

本市の課題としては、令和2年6月1日現在、法定雇用率が未達成となっていることから、法定雇用率の達成を目指すとともに、本市全体で障害者である職員がより活躍できる職場環境を整備し、障害者の雇用を継続的に推進することが必要であるとしてございます。

次に、4、目標を御覧ください。

達成すべき目標につきましては、国の作成指針では、各機関の実情を踏まえて課題を適切に設定し、設定した課題に対して実効性のある高い目標を設定することが必要であり、目標は可能な限り定量的なものとする等、達成状況を客観的に判断できることが望ましいとされていることから、本計画書では、採用に関する目標として、各年6月1日現在の障害者である職員の実雇用率を同日時点の法定雇用率以上とすることを目標といたしました。また、定着に関する目標として、新たに採用した障害者である職員について、不本意な離職を極力生じさせないようにすることも記載してございます。

次に、3ページの5、取組の内容及び実施時期を御覧ください。

取組の内容につきましては、その内容に応じて実施時期を明らかにしながら計画的に推進することが必要とされ、国の作成指針に合わせて具体的な事項を大きな分類といたしまして、(1)障害者の活躍を推進するための体制整備、4ページにいきまして、(2)職務の選定・創出、(3)環境整備・人事管理及び6ページになりますが、(4)その他の取組の4つに分けた上で、各分類において計画期間における取組内容を定め、それぞれ実施時期と実施主体を記載してございます。

なお、各配属部署における支援担当者の選任や適切な職務の選定及び創出、障害種別を問わない職員募集など、新規の取組内容につきましては、令和3年度又は令和4年度からの検

討実施を予定してございます。

最後に、計画の策定期間でございますが、本来ですと障害者の雇用の促進等に関する法律の改正法の施行日である令和2年4月1日までに本計画は策定することとなっております。ただし、国から示されたQ&Aでは、作成時期については、新規の取組であることも踏まえ、各機関には最善を尽くしていただければ足りるものと考えているとされているところであり、現在、令和2年度中の策定としたところでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第12号 武蔵村山市障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 武蔵村山市障害者活躍推進計画に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第8 議案第13号 武蔵村山市立学校ICT教育推進計画～GIGAスクール構想版～について

○池谷教育長 日程第8、議案第13号 武蔵村山市立学校ICT教育推進計画～GIGAスクール構想版～についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 13 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校 I C T 教育推進計画～G I G A スクール構想版～を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 13 号 武蔵村山市立学校 I C T 教育推進計画～G I G A スクール構想版～について御説明いたします。

本件につきましては、令和 3 年 2 月 12 日に開催されました令和 3 年第 2 回教育委員会定例会におきまして、協議事項として委員の皆様にご説明申し上げたところでございますので、大変恐縮でございますが、本日は詳細についての説明を省略させていただきます。

また、定例会後の御意見、お気付きの点があった場合は、令和 3 年 2 月 26 日までに担当まで御連絡をお願いしたところでございますが、定例会後、委員の皆様から内容等に係る修正の御指摘はございませんでした。そのため、本日御決定をお願いする武蔵村山市立学校 I C T 教育推進計画につきましては、一部の文言の修正を除き、前回の第 2 回定例会において御提示したものと同一内容となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 それでは、要望ということで、3 点お願いいたします。

1 点目ですが、この G I G A スクール構想によって個別学習や探究学習、協働学習など子供たちが学習のツールとして使うことで、大変学習の充実につながるものと感じます。また、慣れていくことも大事ですので、45 分の授業だけで触れるのではなく、情報モラルを育てた上で、慣れたり親しんだりするような時間も大事にいただき、子供たちの学習の充実につなげていただければと思います。

2 点目です。学校に登校できない児童や生徒に対して個別に配慮して I C T 活用などで学んでいければと思います。ただ、オンライン授業になっても、学校に登校できていないため、不安は大きいと思います。その子、その子の意向を聞いて安心できるような支援をしていただき、授業に何らかの形で参加できるようになって、できることを増やしていければと思

ます。そのことが自信につながると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから3点目ですが、今後の方向性について、既に指摘されていますけれども、インターネットがない環境の家庭に対する御支援を個別にぜひお願いできればというふうに思います。

以上です。

○池谷教育長 杉原委員からの要望が3点ございました。しっかり教育委員会としてやってみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 武蔵村山市立学校ICT教育推進計画～GIGAスクール構想版～についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第14号 令和3年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について

○池谷教育長 日程第9、議案第14号 令和3年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

令和3年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事 それでは、議案第14号 令和3年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞につきまして御説明いたします。

2月の定例教育委員会の中で御協議をいただいた後、委員の皆様から御意見をいただいた部分について修正をさせていただいております。

修正の箇所について御説明いたします。

中学校の告辞になりますが、3段目において、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけることとしていたところを、自分の行動を振り返り、改善していくこととし、成長していく意味を強調した表現を改めました。

その他、文末表現等若干の修正を加えておりますが、大きな内容の変更はございません。

各小・中学校の入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、卒業証書授与式同様、本告辞は全ての入学生に印刷したものを配布する予定でございます。

説明については以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 令和3年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 10 議案第 15 号 令和 3 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

○池谷教育長 日程第 10 議案第 15 号 令和 3 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 15 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 3 年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事 それでは、議案第 15 号 令和 3 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について御説明いたします。

令和 2 年 12 月の定例教育委員会で申しあげました令和 3 年度の教育課程の大きな特長は、小中一貫教育を見通した資質・能力の育成、G I G A スクール構想の充実、授業日数・余剰時数の設定の 3 点です。各校は、これらを踏まえて来年度の教育課程を編成いたしました。

初めに、この 3 点を踏まえた編成状況について御説明をいたします。

第 1 に、小中一貫教育を見通した資質・能力の育成についてですが、本市の特色である小中一貫教育の視点で、義務教育 9 年間を通して育成したい資質・能力を中学校区で共有し、その実現に向けた中学校区独自の教育目標を各校の教育課程に反映させております。新学習指導要領では、各校が地域の実態に応じて子供たちに身に付けさせたい資質・能力を明らかにすることとしているため、各中学校区が目指す教育目標の具現化が図れるよう教育委員会として指導してまいります。

第 2 に、G I G A スクール構想の充実については、令和 3 年 4 月より児童・生徒 1 人 1 台端末の活用を開始いたします。各校の教育課程では、この点について、1 人 1 台端末や既存の I C T 機器を活用した教育活動の推進について盛り込んでおります。

第 3 に、授業日数・余剰時数の設定についてです。教育委員会では、標準授業時数の確保を行うとともに、標準授業時数を大きく上回るような編成により児童・生徒及び教員の負担

増加とならないように設定することと指導しており、小学校5年生では平均203.4日、中学校2年生で平均205.6日の設定となっております。授業日数の違いは、夏季休業期間の終了を早めたり、行事等の関係から祝日を効果的に活用したりしていることから生じているものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、地域や保護者による授業参観、土曜授業の実施については現時点で詳細な設定をすることが難しいため、今後の状況を見ながら適切に指導してまいります。

続きまして、簡単ではございますが、各校の教育課程の特色について、小学校1校、中学校1校を抽出して御説明いたします。

初めに、第一小学校です。

第一小学校の教育課程第1表を御覧ください。

中段、②中学校区の共通する教育目標に、共に生きることに喜びを感じ、自ら学びに向かい、心身ともに健やかで粘り強く取り組む児童・生徒を育成することを掲げております。教育目標の重点に進んで学ぶ子、目指す特色ある学校像を学びに向かう力を育て、共に生きることに喜びを感じる学校とし、各項目で目指す姿を位置付けております。

1枚おめくりいただきまして、(3)今年度の基本方針では、先ほど御説明いたしましたGIGAスクール構想について、また、第2表、(1)ア各教科では、特色ある学校を実現するための指導の重点として、ICT機器やデジタルドリルの活用を明記しております。

第一小学校は、これまでに取り組んできた東京都動物飼育推進校及び持続可能な社会づくり教育推進校としての実践を生かした校内研究を推進し、令和4年2月4日金曜日に特色ある学校教育推進校として発表を行う予定です。

続いて、第三中学校です。

第三中学校の教育課程第1表をお開きください。

①中学校区の教育目標を、これからの自己の夢の実現に向けて、地域を愛し、正しい行動力を持ち、思いやりと協力精神のある主体的な実現を積み上げた児童・生徒の育成とし、②教育目標に、知・徳・体に関わる目標を設定しております。目指す特色ある学校像として、生徒一人一人が自ら学びを意欲的に行う学校としています。

その具現化のために、次ページの本年度の基本方針では、28項目にわたる方針を掲げています。基本方針のウでは、先ほどの第一小学校と同じくGIGAスクール構想の推進について明記しております。

第三中学校では、これまでもICTを活用した授業改善に取り組んでまいりましたが、令和3年度は、1人1台端末を活用し、さらに校内研究を深めていくこととしております。この実践は、令和4年2月10日木曜日に特色ある学校教育推進校として発表を行う予定です。

編成した教育課程に沿って各校の取組が充実するよう指導してまいります。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 令和3年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 議案第16号 令和3年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○池谷教育長 日程第11 議案第16号 令和3年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

令和3年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるため、本案を提出するものがございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 それでは、議案第 16 号 令和 3 年度武蔵村山市学校給食基本計画について御説明いたします。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第 2 条の規定により、武蔵村山市学校給食運営委員会において書面開催により承認を得ているものでございます。

内容について御説明いたしますので、別紙の資料をお開きいただきたいと思います。

基本的な構成につきましては、変更はございません。

まず、1 の基本方針でございますが、令和 3 年度におきましては、学校給食法の改正は予定されていないことから、(1) 学校給食実施に関する基本方針につきましては、昨年度と同様になっております。内容といたしましては、本市の学校給食につきましては、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第 2 条に掲げた 7 つの目標、これらアからキを掲げまして、これら目標の達成に向け実施いたします。

次に、(2) の学校給食業務実施に当たっての基本的事項ですが、令和 3 年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を 5 つ取り上げております。

まず、アの学校給食の実施についてですが、例年同様、学校給食実施基準（平成 21 年文科省告示第 61 号）を踏まえて、栄養バランスが取れた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努めるとなっております。

続きまして、イの食育・地産地消の推進でございます。毎月の予定献立表や給食用放送メモを活用しまして、食に関する情報の提供や旬の食材を使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、和食について理解が深まるような献立の実施に努めるとしております。また、地場産食材の使用につきましては、市の第三次農業振興計画を踏まえまして、利用拡大を図っていくこととしております。

次のページに移りまして、ウの安全・衛生管理についてでございます。給食施設等、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めることとしております。また、学校給食の安全性の確認のために、放射性物質等の検査も引き続き実施することとしております。

次に、エの学校給食費会計の公平化・公正化についてでございます。一部の保護者の未納は、安定的な学校給食の運営に支障をきたすほか、他の保護者との公平も欠くことになりま

す。今後とも保護者に対し給食費の重要性について十分周知していくとともに、引き続き教育委員会と学校とが緊密に連携し、収納率の向上に努めてまいります。

次に、オとしまして、給食業務の民間委託の件でございます。中学校学校給食調理等業務につきましては、平成22年4月から民設民営の委託方式で実施してきており、これまで継続して安定的な業務の運営が行われております。令和2年度以降も、引き続き委託契約により安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう監理指導を徹底していくこととなっております。

また、小学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターにつきましては、新たな施設、(仮称)防災食育センターの整備に向けて事務を進めていくこととなっております。

以上、令和3年度の学校給食業務の実施に当たりましての基本的事項について御説明させていただきました。令和3年度におきましても引き続き安全・安心でバランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食会計の健全な運営に努めるものとしております。

では、次のページを御覧ください。

2の基本計画でございます。

(1)の年間給食日数及び(2)の給食1食当たりの単価及び給食費の額でございますが、児童・生徒に関しましては、変更等ございません。

(3)の基本人員でございます。日々、給食をとる児童・生徒の数及び職員の数で推計でございます。今回は全体で6,511人、本年度と比較しますと、小学校で175人の減、中学校では32人の減、全体としては207人の減ということで推計しております。

次に、(4)の献立目標でございます。こちらは主食の区分による給食日数等を示したもので、それぞれの実施割合につきましては、今年度と変更はございません。

次のページ、5ページから8ページでございます。5ページから8ページにかけましては、学校給食センターの稼働日数及び稼働日につきましては、小学校192日、中学校191日を予定しております。

続きまして、9ページをお開きください。

歳入歳出予算の概要です。科目ごとに順次御説明いたします。

初めに、歳入の給食費ですが、こちらは現年度分の給食費で、今年度の予算額は2億8,783万3,000円で、前年度と比較しまして882万8,000円の減でございます。これは学校給食基本人員の減ということでございます。

続きまして、過年度分の給食費ですが、予算額は155万8,000円、前年度と比較しますと

25万円の増でございます。こちらは調定見込額の増ということでございます。

また、試食会費でございますけれども、こちらにつきましては前年と同額を計上しております。

繰越金と雑入でございますが、いずれも科目存置でございます。

続きまして、(2)の歳出予算につきまして説明いたします。

歳出予算は、小学校費、中学校費ともに給食物資の購入経費でございます。小学校費の予算額は1億7,993万4,000円で、前年と比較しまして533万1,000円の減、また、中学校費につきましては1億959万9,000円で、前年度と比較しまして324万7,000円の減ということでございます。これらの数字の減でございますけれども、いずれも基本人員の減を見込んでいることによりまして連動したものでございます。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,953万3,000円となっております。前年比較で857万8,000円の減となっております。

10ページ、11ページにつきましては、その積算基礎をお示ししたものでございます。

雑駁でございますが、以上で令和3年度武蔵村山市学校給食基本計画の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか、委員の皆様。

大野職務代理人、お願いします。

○大野職務代理人 2ページにございます学校給食費の公会計化、これについて質問をさせていただきます。

その公会計化の目的の一つとして、教員の業務負担の軽減があるようでございます。本市においては、口座振替の導入や未納対応を学校給食課が行っているなど、改善が図られており、給食費の徴収は現状既に教員の皆さんの手を煩わせてはいない、このように認識しているんですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○池谷教育長 長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 説明が漏れておりまして申し訳ありませんでした。

委員の御指摘のとおりでございます。この公会計化の目的は、保護者からの学校給食費の徴収・管理を地方公共団体が自らの業務として行う、公立学校における学校給食費の徴収・管理を教員の業務負担を軽減するというようなことになっております。この公会計化という

のは、学校で教員現場におきまして、教員が直接給食費の集金管理をしていることを前提としまして、それを教育委員会に切り替えるというようなことを目的としておりますが、本市におきましては既に公会計化ではないですが、教員が自ら各児童・生徒の給食費を集金するのではなく、口座引き落としのやり方に切り替わっておりますので、その部分につきましては御指摘のとおりでございます。

○池谷教育長 大野職務代理人、いかがでしょうか。

○大野職務代理人 給食費の公会計化、いずれ検討されることもあるのかなというところで、現状を確認させていただきました。ありがとうございました。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 16 号 令和 3 年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 12 議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第 12 議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 17 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園第七小学校、小中一貫校大南学園第四中学校、第一中学校及び第三中学校の学校運営協議会委員の委嘱をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱につきまして御説明させていただきます。

学校運営協議会委員の委嘱に当たりましては、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第 4 条第 2 項に教育委員会は対象学校の校長に対し委員の候補の推薦を求めることができる旨を、また、同条第 3 項に、対象学校の校長は、委員として適当と認める者がある場合は、第 2 項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦することができる旨の規定がございます。当該規定に基づき、今回各学校の校長から推薦のあった委員候補者を委員に委嘱するものでございます。

新たな委員といたしましては、民生・児童委員、PTA関係の方、自治会長、保育園の園長先生、教員等が推薦されております。

詳細につきましては、議案別紙のとおりでございますので、御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 17 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 13 議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

○池谷教育長 日程第 13 議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 18 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について御説明申し上げます。

議案の別紙を御覧いただきたいと思います。

まず、任期でございますが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきまして、それぞれ任期が 2 年と定められていることから、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間をお願いするものでございます。

また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、それぞれ本市の医師会、歯科医師会及び薬剤師会に御推薦を依頼いたしまして、それぞれの会から御推薦をいただいた方に委嘱するものでございます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の担当校、氏名及び勤務先は資料にお示ししたとおりでございます。学校歯科医につきましては現行と変更点はございませんが、学校医につきましては第一小学校で、学校薬剤師につきましては第八小学校及び第五中学校でそれぞれ変更がございましたので、御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 18 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 14 その他

○池谷教育長 日程第 14、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

○池谷教育長 次に、日程第 15、議案第 19 号、日程第 16、議案第 20 号及び日程第 17、議案第 21 号の審議といたします。

この3議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退出いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第19号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について

◎日程第16 議案第20号 指導主事の任命について

◎日程第17 議案第21号 教育センター職員の任命について

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前10時40分閉会